

交通局建設工務部「段階確認」実施要領

制定 令和8年4月1日 7交建工第1986号

1 段階確認の趣旨と目的

段階確認は、施工の各重要段階において監督員が出来形・品質・規格・数値等を確認することにより、工事が契約図書どおりに適正に履行されていることを確保し、粗雑工事の防止および工事目的物の品質確保を図ることを目的として実施されるものである。特に、埋戻し後など完成後に確認が不可能となる不可視部分や、品質に重大な影響を及ぼす工程については、施工中の段階で確実に確認する必要がある。また、段階確認は、発注者の意図する契約内容に適合して施工されているかどうかを工事途中で確認するものであり、土木工事標準仕様書「第1章第5節 監督員による確認及び立会い等」に位置付けられる考え方と同等である。本要領は、これらの趣旨に基づき、段階確認の実施方法を明確化することにより、工事目的物の品質確保をより確実なものとするを目的とする。

受注者は、土木工事標準仕様書に定める段階確認一覧表及び特記仕様書に明示された施工段階において監督員又は監督員の補助を指名された者（以下「監督員等」という。）の臨場による段階確認を受け、その結果を段階確認書（様式-1）に整理しなければならない。ただし、やむを得ず監督員等が臨場できない場合には、監督員はその旨を受注者に連絡し、受注者に必要な工事写真等の記録を整理及び提示させ、その資料に基づき内容を検討・把握したうえで段階確認に代えることもできる。

1 対象工事

- 2 (1) に該当する土木工事（単価契約を除く）

2 実施方法

- (1) 受注者は、段階確認一覧（別表1）の工種（種別）及び特記仕様書に別途記載される施工段階において、段階確認を受けなければならない。特記仕様書には種別、細別、確認時期、確認項目、確認の程度を明記する。

段階確認は、施工計画書作成の段階に、受注者・発注者間で種別、細別、確認時期、確認項目、確認の程度を確認しておくこと。

- (2) 受注者は、段階確認書（様式-1）の施工予定表の種別、細別、確認時期項目、施工予定時期欄に記載し、着手前に監督員へ連絡しなければならない。

また、監督員は、段階確認書（様式-1）の施工予定表の記事欄に記事、受領日等を記載すること。

- (3) 監督員は、段階確認書（様式-1）の通知書の確認種別、確認細別、確認時期項目、確認時期予定日欄に記載し、受注者に連絡しなければならない。

また、段階確認は臨場等により提示された資料に基づき該当箇所の確認を行うこととし、段階確認終了後、監督員は、段階確認書（様式-1）の通知書の確認実施日

等欄に実施年月日及び特記事項を記載すること。

- (4) 監督員は、全ての段階確認を完了したときは、段階確認書（様式－１）の確認書に年月日及び監督員名を記載の上、その結果を受注者に連絡しなければならない。
- (5) 受注者は、監督員の確認を受けた段階確認書（様式－１）を、工事完了時まで監督員へ提出しなければならない。ただし、既済部分検査及び中間検査の対象工種については、当該検査時まで監督員へ提出しなければならない。

3 段階確認・立会いにおける留意点

- (1) 2（１）から（４）における受注者・発注者間の連絡はメール等を活用し、段階確認書（様式－１）は電子データを互いに更新すること。修正等があった際も適宜更新すること。
- (2) 2（５）による提出は、3（１）の手順により作成した段階確認書（様式－１）を用いること。
- (3) 検査ごとに検査日時点の段階確認書（様式－１）を（統-16）を表紙として監督員へ提出すること。
- (4) 段階確認書（様式－１）は総括監督員まで報告すること。
- (5) 受注者は、段階確認のために、新たに説明資料等を作成する必要はない。本要領により必要となる書類は段階確認書（様式－１）のみである。
- (6) 監督員等が段階確認に臨場した場合、受注者は、監督員等が段階確認を実施している状況写真は不要である。
- (7) 段階確認は臨場が原則であるが、やむを得ず監督員等の臨場確認が得られない場合は、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備、提示し、机上確認を受けることができる。
- (8) 段階確認が適切に実施されない場合には工事工程に影響を及ぼす可能性があることから、計画的な確認を行うよう受注者・発注者とも留意する必要がある。

4 その他

契約書第13条「監督員の立会い及び工事記録の整備等」の規定による監督員の立会いは、特に基準を定めず段階確認を補充するものであり、施工計画書作成の段階で受注者・発注者間で必要な工種、確認頻度を決定しておく。

5 適用

本要領は、令和8年4月1日以降に起工する案件に適用する。

段 階 確 認 書

施 工 予 定 表

年月日：

〔標準仕様書〕
〔特記仕様書〕

○.○.○に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名

受注者名：

現場代理人名等：

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事
				※監督員が記事、受領日等を記入

年月日：

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督員名：

確 認 種 別	確 認 細 別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等
				※実施年月日及び特記事項を記入

年月日：

確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督員名：

<参 考>

- 重点監督 -

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他これらに類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする（重点監督という。）。

なお、対象工事は次の(1)～(4)のとおりする。

(1) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

(2) 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上及び最大支間長 100m 以上の橋梁工事
- ・掘削深さ 7m 以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道、道路等の重要構造物の近接工事
- ・砂防ダム（堤体高 30m 以上）
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・場所打ち PC 橋
- ・共同溝工事
- ・ハイピア（躯体高 30m 以上）

(3) 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

(4) その他

- ・低入札価格調査制度調査対象工事

ただし、次のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

植栽工事、除草作業、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修、コンクリート舗装、目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、標識工事、その他これに類するもの

- ・局長又は工事主管部署の部長が必要と認めた工事

別表 1

段階確認一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

1 / 4

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事
河川土工土（掘削工） 海岸土工（掘削工） 砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回 / 土（岩）質の変化ごと
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回 / 1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
パーチクルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
	ペーパードレーン	施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
	セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本
矢板工（任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回 / 150枚
		打込完了時	基準高、変位	重点：1回 / 100枚
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回 / 75本
		打込完了時	基準高、変位	重点：1回 / 50本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、杭 の支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		掘削完了時（中堀杭）	掘削長さ、杭の先 端土質	
		施工完了時（中堀杭）	基準高、偏心量	一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	
場所打杭工	リバース杭 ホールディング杭 アストリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地 盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図 書との対比	一般：30%程度／1構 造物 重点：60%程度／1構 造物
		施工完了時	基準高、偏心量、 杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
深礎工		土（岩）質の変化した 時	土（岩）質、 変化 位置	1回／土（岩）質の変 化ごと
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図 書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高、偏心量、 径	一般：1回／3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄脊据付け完了時	使用材料、施工位 置	1回／1構造物
		本体設置前（オープンケー ソン）	支持層	
		掘削完了時（ニューマチック ケーソン）		
		土（岩）質の変化した 時	土（岩）質、 変化 位置	1回／土（岩）質の変 化ごと

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
オープンケトン基礎工 ニューマチックケトン基礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回 / 1ロット
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
置換工（重要構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回 / 1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1法線
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1工事
重要構造物 函渠工（樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回 / 土（岩）質の変化ごと
		床掘掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回 / 1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度 / 1構造物 重点：60%程度 / 1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回 / 1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度 / 1構造物 重点：60%程度 / 1構造物
鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンバー、寸法等	一般：————— 重点：1回 / 1構造物

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
ボーステンション T(I) 桁製作工 プレーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PC ホースラフ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度／総ケーブル数 重点：10%程度／総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	設計図書との対比	一般：10%程度／総ケーブル数 重点：20%程度／総ケーブル数
		PC 鋼線・鉄筋組立て完了時（工場製作を除く）	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度／1構造物 重点：60%程度／1構造物
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化ごと
トンネル支保工		支保工完了時（支保工変更ごと）	吹付けコンクリート厚、ロックボルト打込み本数及び長さ	1回／支保工変更ごと
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回／構造の変化ごと 重点：3打設ごと又は1回／構造の変化ごとの頻度の多い方 ※重点監督：地山等級がD、Eのもの 一般監督：重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回／200m以上臨場により確認
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回／構造の変化ごと
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	各工事ごとに定める	
	鋼板取付け工 固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時		
	現場溶接工	溶接前 溶接完了時		
	現場塗装工	塗装前 塗装完了時		
ダム工	各工事ごとに定める		各工事ごとに定める	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施に当たっては工事内容、施工状況等を勘案の上、設定することとする。

・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設ごと、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）ごととする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：次に掲げる工事

(1) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

(2) 施工条件が厳しい工事

(3) 第三者に対する影響のある工事

(4) その他